

津山すこやか・こどもセンターで

## がん検診・特定健診を実施します

問い合わせ先 健康増進課 ☎32-2069

2月  
23日(木)・24日(金)・25日(土)

がん検診や特定健診の医療機関での受診は1月31日(火)までとなっていますが、もうお済みでしょうか？  
市では医療機関での実施期間終了後の2月23日(木)～25日(土)に、津山すこやか・こどもセンターでがん検診や津山市国民健康保険の特定健診などを実施します。  
受診希望者は予約をお願いします。また、この3日間は健診の受診券や減免券・無料券・がん無料クーポンを有効期限(今年度分)にかかわらず使うことができます。

### 受診券再発行もすぐその場で！

会場で特定健診や高齢者健診の受診券の再発行ができます。乳がん・子宮がん検診の無料クーポン券の再発行や受診料金の減免申請も、窓口ですぐにできます。

※印鑑をご用意ください(スタンプ印は不可)

### 受診料金が安い！

限られた日時に集中して行うので、受診料金が安くなります。

| 受診できる検診   | 対象        | 69歳以下     | 70歳以上  | 受付時間     |
|-----------|-----------|-----------|--------|----------|
| 特定健診等     | 40歳以上     | 1,000円    | 500円   | 午前8時～10時 |
| 胃がん検診     | 40歳以上     | 1,200円    | 400円   |          |
| 大腸がん検診    | 40歳以上     | 400円      | 200円   |          |
| 肺がん検診     | 40歳以上     | 300円      | 100円   |          |
| 肝炎ウイルス検診  | 40歳以上     | 500円      | 200円   |          |
| 前立腺がん検診   | 50～69歳の男性 | 400円      |        | 午後1時～2時  |
| 子宮がん検診    | 20歳以上の女性  | 1,000円    | 400円   |          |
| 乳がん 視触診のみ | 30歳以上の女性  | 300円      | 100円   |          |
| 検診        | マンモグラフィ併用 | 40～69歳の女性 | 1,600円 |          |

### 託児サービスを用意！

午後は託児サービスを用意します。小さい子どもがいるお母さんも安心して乳がん・子宮がん検診を受診してください。

### すべてのがん検診を実施！

すべてのがん検診を受けることができます。また、乳がん検診はマンモグラフィも用意。40～50代は乳がんの発生率が高い年齢といわれています。この年代の女性には特にマンモグラフィの受診をお勧めします。



### がん検診を受けた人にはプレゼント！\*

今年度、市が実施するがん検診を受診した人には、その領収書(または検診結果票)を津山信用金庫の窓口で3月30日(金)までに持参すると、粗品がプレゼントされます。

\*市と津山信用金庫・アメリカンファミリー生命保険会社が締結した「がん啓発・がん検診の受診率向上に向けた包括的連携に関する協定」により実施します

## 市有地の売り払いを行います

| 所在地           | 種別     | 地積(公簿)    | 最低売却価格(予定) |
|---------------|--------|-----------|------------|
| 北町44-1<br>外3筆 | 土地(宅地) | 2,381.10㎡ | 1億1,959万円  |

入札方法 一般競争入札

入札の受付期間

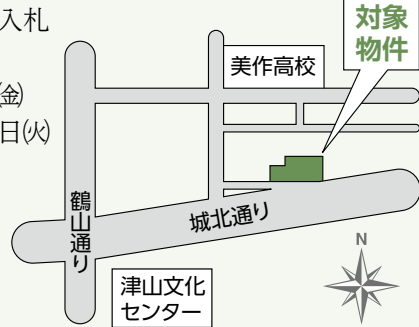
1月10日(火)～27日(金)

現地説明会 1月10日(火)

午前10時～11時

入札日 1月31日(火)

※詳しくは、お問い合わせください



問い合わせ先 財政課 ☎32-2021

## 老齢年金の源泉徴収票が送付されます

厚生年金や国民年金の「老齢年金」の受給年額が108万円以上(65歳以上の人は158万円以上)の人からは、所得税を源泉徴収することになっています。日本年金機構では、源泉徴収票を送付しています。

**対象** 平成23年1月から12月までに「老齢年金」を受け取った人

**記載内容** 平成23年中の年金総額、源泉徴収額、控除の内容など

**送付時期** 平成24年1月下旬

※源泉徴収票は再交付ができます。お近くの年金事務所やねんきんダイヤルにお問い合わせください  
※「障害年金」や「遺族年金」は非課税のため、源泉徴収票の送付はありません

問い合わせ先 保険年金課 ☎32-2072、津山年金事務所(田町) ☎31-2365、ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165

## このような資産があれば申告してください！

| 業種                                  | 主な償却資産の内容   |
|-------------------------------------|---|
| 不動産貸付、賃貸マンション、アパート・共同住宅、駐車場業(貸付を含む) | 外構工事(門扉、塀、緑化施設、倒溝など)、ネット、フェンス、受変電設備、広告塔、看板、壁面文字、浄化槽・管理設備、駐車場舗装・設備、外灯、ルームエアコン、屋外の給排水設備、駐車装置、駐車料金自動計算装置、舗装路面 など                     |
| 製造業、印刷業、倉庫業、卸売業                     | 外構工事(門扉、塀、緑化施設、倒溝など)、受変電設備、自家発電設備、広告塔、金属製品製造設備、食品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機、工場等の幹線動力設備、機械の給排水設備 など  |
| 建設業、工事請負業、建設機械等リース業                 | ブルドーザー、パワーショベル、大型特殊自動車、発電機、ランマ、タンバ、ロードローラ、パソコン、コピー機、看板、舗装路面、応接セット など  |
| 店舗・小売販売業、料理飲食業                      | 日除け、看板、広告塔、受変電設備、壁面文字、駐車場舗装・設備、ルームエアコン、陳列棚、陳列ケース、カウンター、テーブル、いす、厨房設備、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器、レジスター など   |
| 理・美容業、医(歯科)業、クリーニング業                | 受変電設備、広告塔、看板、壁面文字、サインポール、浄化槽・管理設備、駐車場舗装、理美容いす、ルームエアコン、医療機器(レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニットファイバースコープ等)、ガス(麻酔)設備、洗濯機、乾燥機、プレス機、ポイラー、ビニール梱包機 など |
| ガソリンスタンド、自動車修理業                     | 受変電設備、広告塔、看板、壁面文字、サインポール、浄化槽・管理設備、地下タンク・設備、防火壁、舗装路面、独立キャノピー、洗車機、ガソリン計量器、防犯装置、コンプレッサー、旋盤、プレス、測定工具、検査工具 など                          |
| 農業、林業、酪農業                           | ビニールハウス、果樹棚、ポイラー、搾乳機、自動給餌機、パワーショベル、発電機、乾燥機、もみすり機、米運機、林業用機械、林内作業車、チェーンソー、パソコン、保冷庫 など   |

会社や個人で工場・商店などを営んでいる人や駐車場・アパートなどを貸し付けている人が、その事業のために用いている構築物・機械・車両・運搬具・工具・備品などの資産を償却資産といえます。  
償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の所有資産について申告する必要があります。

**申告の方法** 申告が必要と思われる人に市から申告書を送付します。同封する「申告の手引き」などを確認し、必要事項を記入して提出します。  
**締め切り** 1月31日(火)  
申告の必要があるにもかかわらず申告しないしていると、法令により延滞金や加算金などの対象となります。  
**新規事業者などで申告書が届かない場合は必ず連絡してください。**  
また、市では償却資産申告の内容について実地調査を行っています。調査時には、ご協力をお願いします。

問い合わせ先 課税課(市役所2階4番窓口) ☎32-2016

## 法人市民税の申告納付をお願いします

事業者の皆さんへ

法人市民税は事業者自らが税額を計算して確定申告などを行い納税する「申告納付制度」を取っています。市内に事務所や事業所などを設置している法人は申告納付が必要です。

$$\text{法人市民税額} = \text{均等割額 (資本金などの額と従業員数の区分から算出する額)} + \text{法人税割額 (法人税額に税率14.7%を乗じた額)}$$

**対象となる事業所** 商業登記した法人のほか、地方税法で非課税とされるもの以外の団体など

**確定申告の申告納付期限** 事業年度終了日(決算期末日)の翌日から原則2カ月以内  
※このほか中間・予定・修正申告などもあります。それぞれの申告納付期限を過ぎると、延滞金がかかる場合があります

### 事務所、事業所の届け出もお忘れなく

| 届け出の種類    | 届け出の時期   | 提出期限         | 提出方法                                |
|-----------|--|--------------|-------------------------------------|
| 法人設立(設置)届 | ①市内に事務所や事業所を設立したとき<br>②市外に本店などがある法人が市内に新たに事務所や事業所を設置したとき | 設立・設置から20日以内 | 課税課に備え付けの届出書に記入し提出<br>※市ホームページから印刷可 |
| 法人等の異動届   | 法人の代表者や商号(法人名)、所在地、決算期などに変更があったとき                        | 速やかに         |                                     |

※詳しくは、お問い合わせください

問い合わせ先 課税課(市役所2階3番窓口) ☎32-2015

